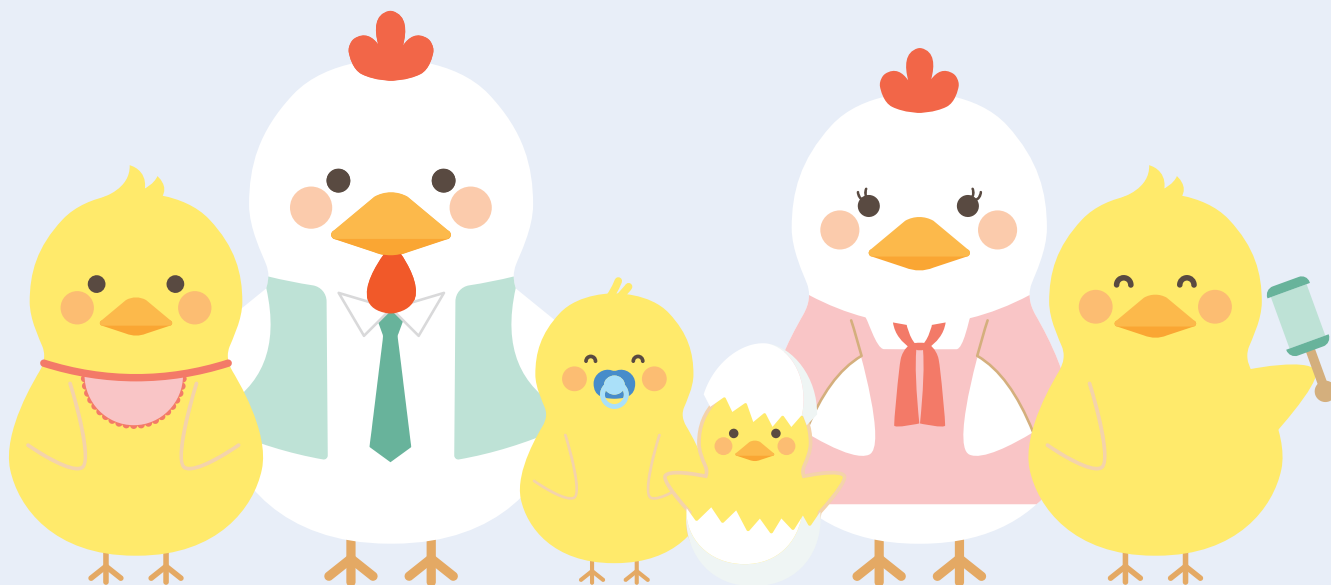


令和6年度

働くパパママ 育児応援奨励金

「もっとパパコース」



男性従業員の**育児**を推進する 都内企業等を支援します

育児しやすい職場環境を複数整備し、複数の男性従業員に
育児させた都内企業等対象(企業規模不問)

2人がそれぞれ合計30日以上の子育て
+ 複数の職場環境整備実施 **80万円**

3人目以降5人まで1人につき30万円加算 **最大 170万円** (一事業者1回のみ)

対象事業者

都内勤務の常時雇用する従業員を2名以上かつ6か月以上継続して雇用し、
都内で事業を営んでいる企業等

事業実施期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

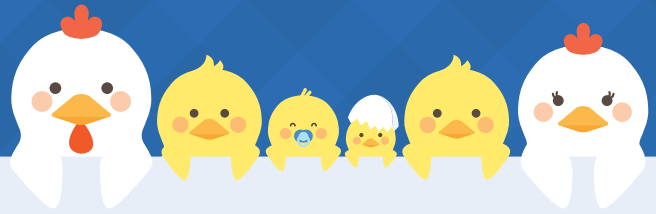
申請期間

対象となる子育てから原職に復帰し、3か月経過する翌日から2か月以内

*対象となる子育てとは、申請に係る複数の子育てのうち復帰日が最も遅いものを指します
*HPに掲載の「申請期限日一覧」を必ずご確認ください

過去に本奨励金を受給していない企業等が申請できます!

奨励金の概要



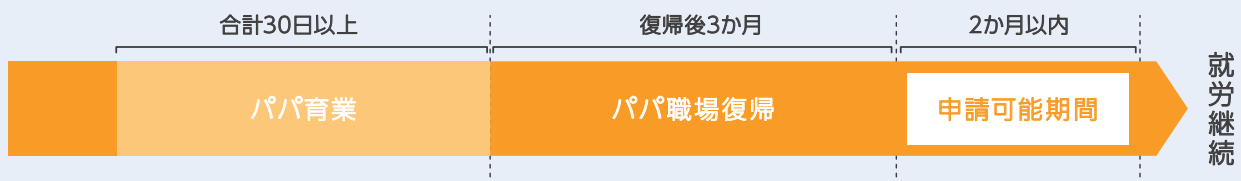
もっとパパコース

奨励の対象となる従業員および育業要件

- 都内勤務の複数の男性従業員（雇用保険被保険者）が、子が2歳に達するまでにそれぞれ合計30日以上育業し、原職復帰後3か月以上継続雇用されていること
- 対象となる複数の男性従業員のうち、少なくとも1人は令和6年4月1日以降に申請可能期間が係っていること

※それ以外の従業員は、育業開始日が令和4年4月1日以降である場合対象とします

【図】奨励金申請イメージ



※対象となる従業員は2人以上最大5人までです

環境整備要件


育児・介護休業法に基づく環境整備について令和6年4月1日以降に複数実施したこと

- ア 育児休業・産後パパ育休に関する研修の実施
- イ 育児休業・産後パパ育休に関する相談体制の整備等（相談窓口設置）
- ウ 自社の労働者の育児休業・産後パパ育休取得事例の収集・提供
- エ 自社の労働者へ育児休業・産後パパ育休制度と育児休業取得促進に関する方針の周知

詳細は募集要項をご確認ください

〈お問い合わせ先〉

令和6年7月作成

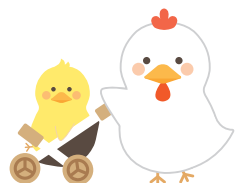
 公益財団法人 東京しごと財団
企業支援部 雇用環境整備課 育児支援担当係 TEL.03-5211-2399
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3丁目8番5号 住友不動産飯田橋駅前ビル11階

募集要項・申請様式はホームページからダウンロードしてください

財団 パパママ

検索

<https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/joseikin/papamamaikukyusutoku.html>



リサイクル適性(A) この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。